

加古川市立志方児童館管理運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、加古川市立志方児童館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第6号）第4条の規定に基づき、加古川市立志方児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週日曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が児童館の管理運営上必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の要件)

第3条 児童館を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 児童及びその保護者

(2) 地域子ども会等児童の健全育成に関係ある団体（以下「児童育成団体」という。）

(3) その他市長が適当と認めた者

(使用許可の申請)

第4条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ加古川市立志方児童館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、児童が個人使用しようとするときは、備付けの申込書（様式第2号）に記載して許可を受けることができる。

2 前条に定める児童育成団体が、年度中継続して使用する場合は、最初の使用許可申請書及び年度活動計画書（様式第3号）の提出により、以後の申請は要しない。

3 使用許可申請については、使用しようとする日の属する月の前3箇月から使用しようとする日の7日前までに申請することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない

(使用許可等)

第5条 市長は、前条の規定により使用を許可したときは、加古川市立志方児童館使用許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。ただし、児童が個人使用しようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に児童館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、児童館の使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 児童館の施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 営利、政治活動及び宗教活動を目的とするとき
- (4) 児童館の管理運営上支障があるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき
(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の使用の許可を取消することができる。

- (1) この管理規定に違反したとき
- (2) 使用許可の目的以外の目的に使用し、又は使用許可の条件に違反したとき
- (3) 不可効力により、使用することができなくなったとき
- (4) 児童館の管理運営上支障があるとき

2 前項の規定による取消しは、加古川市立志方児童館使用取消通知書（様式第5号）を交付して行う。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと
- (2) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと
- (3) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと
- (4) 許可を受けないで、設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと
- (5) 児童館以外の施設に立ち入らないこと
- (6) 児童館の運営上支障を来すような行為をしないこと
- (7) その他職員の指示に従うこと

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設又は設備の使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用許可の取消しを受けたときは、直ちに施設又は設備を原状に復さなければならない。

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成5年4月1日制定の「加古川市立志方児童館の管理規定」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

加古川市立志方児童館使用許可申請書

年 月 日

加古川市長 様

申請者

住 所（団体の場合は、所在地）

氏 名（団体の場合は、名称代表者名）

TEL

加古川市立志方児童館を、下記とおり使用したいので、申請します。

使 用 室 名	遊 戯 室 ・ 集 会 室
使 用 目 的	
使 用 日 時	午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分まで
使用（予定）人員	人
使 用 責 任 者	
備 考	

様式第2号〔第4条関係〕

志方児童館使用申込書

月 日()

No.

しょう かた なまえ 使用する方の名前	子どもと ぞくがら の続柄	じゅうしょ ちょうめい 住 所 (町名まで)	がっこう・えん なまえ 学校・園の名前	がくねん・とし 学年・歳
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				

様式第3号(第4条関係)

年 度 事 業 計 画 書				
グループ・団体名				
運営目標及び構想				
月	日	曜日	児童館での活動(部屋名)	児童館以外での活動
4 月			()	
			()	
			()	
			()	
5 月			()	
			()	
			()	
			()	
6 月			()	
			()	
			()	
			()	
7 月			()	
			()	
			()	
			()	

月	日	曜日	児童館での活動(部屋名)	児童館以外での活動
8 月			()	
			()	
			()	
			()	
9 月			()	
			()	
			()	
			()	
10 月			()	
			()	
			()	
			()	
11 月			()	
			()	
			()	
			()	
12 月			()	
			()	
			()	
			()	
1 月			()	
			()	
			()	
			()	
2 月			()	
			()	
			()	
			()	
3 月			()	
			()	
			()	
			()	

様式第4号（第5条関係）

加古川市立志方児童館使用許可書

第 年 月 日 号

様

加古川市長

加古川市立志方児童館の使用を下記のとおり許可します。

使 用 室 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	
使用（予定）人員	
使 用 責 任 者	
許 可 条 件	1. 加古川市立志方児童館管理運営規定第8条の各号を遵守すること。 2. 児童館の専用使用を認めるものではないので、他の利用者に配慮すること。 3. 活動記録報告書を提出すること。 ※天災地変等、特別な事由により使用をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

参考

加古川市立志方児童館管理運営規定（抜粋）

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない

- （1） 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと
- （2） 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと
- （3） 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと
- （4） 許可を受けないで、設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと
- （5） 児童館以外の施設に立ち入らないこと
- （6） 児童館の運営上支障を来すような行為をしないこと
- （7） その他職員の指示に従うこと

加古川市立志方児童館使用取消通知書			
第 年 月 日 号			
様			
加古川市長			
加古川市立志方児童館の使用について次のとおり取消しをしたので、通知します。			
許 可 番 号		許 可 年 月 日	
使 用 室 名			
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
取 消 し の 理 由			
摘 要			